施設整備運営方針（小規模多機能型居宅介護）

法人名：

※各項目A４サイズ片面1枚以内で記載してください。　（フォント指定：Meiryo UI、文字サイズ10.5）

|  |
| --- |
| １　全体コンセプト  ■応募の動機、応募者の強み、利用者像、利用者のニーズ把握、本事業の目標等を明確にして全体コンセプトを記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ２　事業の目的及び運営の方針  ■指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第62条、第81条第1号及び指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（以下「解釈通知」という。）第3の四の1を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ３　従業者の職種、員数及び職務の内容  ■基準第81条第2号並びに第63条及び64条及び解釈通知第3の四の2(1)及び(2)を踏まえ、記載してください。  ・基準第63条において置くべきとされている員数を満たしていることを示すこと。  ・職務の内容を明確に示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ４　営業日及び営業時間  ■基準第81条第3号及び解釈通知第3の四の（13）①を踏まえ、記載してください。  ・指定小規模多機能型居宅介護は、休業日を設けることは想定していないことから営業日は365日と記載すること。  ・訪問サービスは、利用者からの随時の要請にも対応するものであることから24時間と、通いサービス及び宿泊サービスは、それぞれの営業時間を記載すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| 5　指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員  ■基準第81条第4号、第82条及び解釈通知第3の四の4の(14)を踏まえ、記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ６　指定小規模多機能型居宅介護の内容及び利用料その他の費用の額  ■基準第81条第5号、第71条、解釈通知第3の一の4の（21）④、第3の四の4の（4）及び第3の一の4の（13）①②④を踏まえ、記載してください。  ・法定代理受領サービスでない指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合は、その利用料の額  と法定代理受領サービスである指定小規模多機能型居宅介護に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けていないことを示すこと。  ・利用者から支払いを受ける費用を具体に示すこと。  ・利用料その他の費用の額については、近隣同種・同規模施設と比較し、差が生じている場合は理  由や影響について示すこと。 |
|  |

|  |
| --- |
| ７　通常の事業の実施地域  ■基準第81条第6号及び解釈通知第3の一の4の(21)⑤を踏まえ、記載してください。  ・通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。 |
|  |

|  |
| --- |
| ８　サービス利用に当たっての留意事項  ■基準第81条第7号を踏まえ、利用者側が留意すべき事項（サービス利用上のルール、設備の利用上の留意事項等）を具体的に記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| ９　緊急時等における対応方法  ■基準第81条第8号及び第80条、並びに解釈通知第3の四の4の（12）を踏まえ、記載してください。  ■以下の項目について言及すること。  ・協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあるか。  ・緊急時において円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 |
|  |

|  |
| --- |
| １０　非常災害対策  ■基準第81条第9号、第82条の2、解釈通知第3の四の4の(13)③及び第3の四の4の（16）を踏まえ、記載してください。  ・非常災害に関する具体的計画、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制の整備状況、職  員への周知方法、避難・救出等訓練の実施状況について言及すること。 |
|  |

|  |
| --- |
| １１　虐待の防止のための措置に関する事項  ■基準第81条第10号及び第88条において準用する第3条の38の2、解釈通知第3の四の4の（22）及び解釈通知第3の一の4の（31）を踏まえ、記載してください。  ■以下の項目について言及すること。  ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催  ・虐待の防止のための指針の整備  ・虐待の防止のための従業者に対する研修の実施  ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の選任 |
|  |

|  |
| --- |
| １２　その他運営に関する重要事項  ■基準第81条第11号、第73条第5号から第7号まで、解釈通知第3の四の4（5）③から⑥までを踏まえ、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続き等を記載してください。 |
|  |

|  |
| --- |
| １３　【整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれる場合】  利用者及び職員を避難させる方策等、津波への備え  ■整備予定地が津波避難対策地域又は津波注意地域に含まれない場合は、記載不要。  ■「堺市津波避難計画（平成26年3月）」を参照し、記載してください。  ■利用者及び職員の具体的な避難方法を記載してください。 |
|  |